

大分県報

令和八年
第七四一号
九月二十九日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部改正 一

告 示

令和八年度臨時種畜検査に合格した種畜 一

臨時種畜検査の実施 一

道路占用の制限 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定 二

警察本部訓令

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正 三

○人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

大分県人事委員会委員長 和 田 久 継

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第三百八十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の規定による令和八年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和八年九月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

種畜証明書番号	名 前	品 種	検査成績
32644990001	L L 8181	その他	級外
32644990002	L L 8226	その他	級外
32644990003	L L 8227	その他	級外
32644990004	L L 8270	その他	級外
32644990005	L L 8288	その他	級外
32644990006	L L 8317	その他	級外
32644990007	L L 8319	その他	級外
32644990008	L L 8367	その他	級外
32644990009	L L 8412	その他	級外
32644990010	T W 0087	その他	級外
32644990011	T W 8030	その他	級外
32644990012	T W 8326	その他	級外
32644990013	T W 9172	その他	級外

大分県告示第三百八十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第二項第二号の規定により、次の

とおり臨時種畜検査を実施する。

令和八年九月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

検 査 期 日

検 査 場 所

家畜の種類

令和八年十一月十六日

宇佐市安心院町

豚

大分県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和八年九月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名

区 域

一般国道二一三号

豊後高田市新地字姪ノ川一〇九九番五地内

一般国道二一三号

豊後高田市香々地字大田三九八八番一から

一般国道二一三号

豊後高田市香々地字大田三九九四番一まで

一般国道三三八号

佐伯市蒲江大字楠本浦字古浦一二番八から
佐伯市蒲江大字楠本浦字古浦二四番二まで

主要地方道森耶馬溪線

玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六六番四地内

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番六地内

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

主要地方道玖珠天瀬線

玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九四四番四から
玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九二八番三地先まで

県道大分挾間線

大分市大字賀来一〇九番三地先から
大分市大字中尾五〇五番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

1 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

2 幅員が著しく狭い通学路の歩道部分について占用を制限することにより、歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため

四 占用の制限を開始する期日

令和八年十月一日

大分県告示第三百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年九月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名

所

在 地

称

字

地 番 又 は 区 域

今井

深田

二五二九番、二五三〇番二、二五三〇番四、二五三一

速見郡

今井

二五三三番、二五三四番、二五三五番の一部（標柱

日出町

今井

五号と六号を結んだ線の西側の部分）、二五三六

豊岡

今井

番、二五三七番の一部（標柱五号から七号までを順

今井

今井

次結んだ線の西側の部分）、二五三八番、二五三九

今井

今井

番、二五四〇番一、二五四〇番二、二五四一番から

今井

今井

二五四五番まで、二五四六番一及び二五四七番から

今井

今井

二五七〇番まで

今井

今井

二五七一番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西

今井

今井

二五七一番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西

県道別府山香線

別府市南立石八幡町一九三三番一三から
別府市大字鶴見字杉園六三七番六まで

上今井			
大迫下			
側の部分)、二五七二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、二五七五番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、二五七七番の一部(標柱八号、九号及び一号を順次結んだ線の南側の部分)、二五八六番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)、二五八六番二から二五八六番五まで、二五八六番六及び二五八六番九の二筆の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二五八六番七の一部(標柱三号から六号までを順次結んだ線の南側の部分)、二五八六番八の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二五八六番一〇の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二五八六番一一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二五八六番一二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二五八六番一三の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、二五八六番一四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二五八六番一五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二五八六番一六の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)並びに二五八六番六二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)			
二五八七番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の東側の部分)、二五八八番の一部(標柱八号、九号及び一号を順次結んだ線の南側の部分)、二五八九番一の一部(標柱八号と九号を結んだ線の東側の部分)、二五九二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、二五九二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、二五九三番一、二五九三番二、二五九四番一、二五九四番七、二五九四番八、二五九五番の一部(標柱九号、一号及び二号を順次結んだ線の南側の部分)、二五九六番二の一部(標柱八号と九号を結んだ線の東側の部分)、二五九八番一の一部(標柱八号と九号を結んだ線の東側の部分)及び二五九八番八			
三三七番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)、三三四〇番の一部(標柱六号と七号を			

結んだ線の南側の部分)及び三三四一番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)			
これらの土地に伴う国有地等無番地の全部			
○警察本部訓令			
大分県警察本部訓令第23号			
大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第34号)の一部を次のように改正する。			
令和8年9月29日			
大分県警察本部長 平 松 伸 二			
第17条第2項中「、遺失者等の利便を図るため必要があると認めたときは」を削り、「20万円以下の現金については」を「別に定める金額を限度として、現金を」に改め、同項ただし書中「20万円」を「別に定める金額」に改める。			
第20条第2項第2号を次のように改める。			
(2) 口座振込み(規則第19条第1項又は第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の申出があった場合に限る。)			
第20条第3項を削る。			
第23条第3項及び第25条中「を証明できる」を「が確認できる」に改める。			
附 則			
この訓令は、令和8年10月1日から施行する。			